

日本社会教育学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、日本社会教育学会 (The Japan Society for the Study of Adult and Community Education) と称する。
- 第2条 本会の目的は、会員相互の連絡を図り、社会教育に関する研究を行い、その普及発展を期することにある。
- 第3条 本会は事務所を東京都内におく。
- 第4条 本会は地方に支部を設けることができる。
支部の設立は、その地方の会員の発起により理事会の承認を経ることを要する。
支部に関する規定は別に定める。
- 第5条 本会は次の事業を行う。
(1) 会員の研究の促進、連絡および共同研究
(2) 学会誌(社会教育学研究)、その他刊行物の発行および資料の紹介と斡旋
(3) 研究大会および研究会の開催
(4) 社会教育に関する調査および資料の作成
(5) 国内外学会との研究、交流、連絡および資料の交換
(6) その他の事業

第2章 会員および名誉会員

- 第6条 本会の目的に賛同する者をもって会員とする。会員は、本会の事業に参加し、研究および研究発表を行うことができる。
- 第7条 本会に団体会員をおく。団体会員は、学会の発行する刊行物 (学会年報・「社会教育学研究」等) を受け取る資格を有する。
- 第8条 会員は会費 (学会年報・「社会教育学研究」等刊行物代を含む) を納入するものとする。会費は、会員は年額10,000円、団体会員は年額6,000円とする。会費の納入期限は当該会計年度の8月31日とする。新たに入会した者は、その年度の会費を納入するものとする。
- 第9条 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会が定める会則等に違反する行為があったとき、理事会の議決によりこれを処分することができる。
- 第10条 本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は、理事会の推薦により、総会において決定する。

第3章 役員および幹事

第11条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 事務局長 1名 理事 若干名 常任理事 若干名 評議員 若干名

監査 2名

第12条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

理事は学会運営を組織し、大会の会務を審議執行する。

常任理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の決議に基づき会務を行う。監査は会計を監査する。

第13条 会長、副会長および事務局長は、理事会の推薦により総会において決定する。

理事の選出は会員の選挙による。但し大会運営のため必要な事務局次長2名以内を会長が委嘱することができる。

常任理事は理事会の互選による。監査は会長が推薦し、総会の承認を得る。

第14条 理事および監査の任期は2年とし、再任を妨げない。但しその任期は引き続き4年を越えることはできない。

役員に欠員を生じた場合には、理事会においてこれを選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 本会に、理事の職務を補佐するため、幹事若干名をおくことができる。

幹事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4章 会議および委員会

第16条 本会の会議は、総会、および理事会とする。

総会は毎年1回、理事会は会長が必要と認めた場合にこれを招集する。

第17条 議事は出席者の過半数をもって決する。

第18条 本会には、倫理委員会を置くことができる。

第19条 本会には、特別委員会を設けることができる。

第5章 会 計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第21条 本会の会計年度は、9月1日から、翌年の8月31日までとする。

第22条 本会の予算編成および決算は、監査の承認を経て総会に報告するものとする。

第6章 会則の変更

第23条 本会則の変更は、総会の決議による。

第24条 本会則は1954（昭和29）年10月16日より実施する。

(改正 1986年9月13日)

(改正 1992年10月17日)

(改正 1993年10月2日)

(改正 1995年9月23日)

(改正 1998年9月26日)

(改正 2006年9月9日)

(改正 2019年9月14日)